

令和5年第8回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和5年8月31日(木) 13時40分
出席委員 (19名)	1番 二月田 努 2番 中 園 真 一 3番 相 良 悟 4番 鎌 田 陽 一 5番 中 村 優 志 6番 田 代 一 友 7番 松 下 さえ子 (会長職務代理者) 8番 有 村 啓 太 9番 東 鶴 昭 雄 10番 上 原 雄 二 11番 清 水 和 子 12番 岡 村 勝 敏 13番 山之内 悟 14番 笹 峯 久 雄 15番 大 山 茂 美 16番 長 崎 恵里子 17番 今 村 浩 一 18番 常 盤 信 一 19番 槐 島 睦 夫 (会 長)
欠席委員 (名)	
事 務 局 振興農地グル ープ	事務局長 堀ノ内 敬久 グループ長 秋窪 貴洋 サブリーダー 中村 真貴子 主 査 剥岩 泰三 主 査 徳永 香理 主任主事 水迫 時巳
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1「農地利用変更届」について 2「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転・農地中間管理権の設定)の意見決定」について 3「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 4「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 5「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

開 会 13時40分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	令和5年第8回霧島市農業委員会定例総会を開催いたします。 まず、本日の出席農業委員ですが、19名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]
議長(会長)	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしとのことですので、本日の議事録署名委員は3番委員と4番委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	それでは、事務局報告が終わりましたので、さっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

議長（会長）	議案第1号「農地利用変更届」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更届が1件提出されておりますので審議を求めます。それでは調査員の報告を求めます。 霧島1を6番委員。
6番委員	1号1番を報告いたします。届出地は川北自治公民館の北西に位置しており、現況は倉庫建築済みのため宅地である。利用変更目的は農業用施設101.30㎡を建設するものである。工事内容は40年程前に建築済みである。日当たりも悪い所で、致し方ないのかなと思われる所でした。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上報告します。
議長（会長）	はい。調査委員からの報告が終わりましたが、只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届」については、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成です。よって本案件は、受理することに決定をいたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・農地中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定」についてを議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転4件、利用権設定75件、中間管理権の設定13件、合計92件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条第6項の解約通知が12件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定」につきまして報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転4件、筆数8筆、面積9,101㎡。利用権設定75件、筆数172筆、面積368,902㎡。中間管理権設定13件、筆数14筆、面積30,522㎡。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	はい。事務局からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等は何かありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それでは、ご質疑等ないようですので質疑を終了いたします。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことですので。お諮りいたします。議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は承認することに決定をし、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第 3 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 3 条の規定による許可申請が 12 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、牧園 1 を 13 番委員。
13 番委員	3 号 1 番について報告をいたします。申請地は高千穂 7 区自治公民館の南に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、国分 2、3 を 4 番委員。
4 番委員	3 号 2 番と 3 番を続けて報告いたします。 まず、3 号 2 番。申請地は松木野口地区ふれあい広場の南東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 3 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。 続きまして 3 号 3 番を報告いたします。現地調査を 6 番委員に行ってもらっています。申請地は川北自治公民館の北西に位置し、現況は田・畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく国分 4 から 6 までを 17 番委員。
17 番委員	3 号 4 番から 6 番まで報告いたします。 3 号 4 番でございます。申請地は台明寺溪谷公園の北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 続きまして 3 号 5 番と 6 番は譲受人が同一でございますので一括して報告いたします。まず、申請地でございます。3 号 5 番は川原小学校の西に位置しており、現況は畑である。3 号 6 番は川原小学校の北に位置しており、現況は田であります。申請地には所有権以外の使用収益権はいずれも設定されておりません。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上です。
議長（会長）	同じく国分 7、8 を 18 番。
18 番委員	3 号 7 番、8 番続けて報告をさせていただきます。 7 番。申請地は止上公民館の北東、もう 1 件は春山緑地公園の東に位置しており、現況はそれ

	<p>ぞれ田と畑であります。※※以外については、※※が令和 20 年 2 月まで使用収益権を設定していますが、合意解約が同時申請されております。受人の※※さんは 5 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められます。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。</p> <p>8 番。申請地は春山緑地公園の南に位置し、現況は畑であります。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておられません。受人の※※さんは 5 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められます。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上です。</p>
議長（会長）	次に、霧島 9 を 2 番委員。
2 番委員	議案第 3 号 9 番。申請地は市後柄自治公民館の南西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上報告いたします。
議長（会長）	次に、隼人 10 を 7 番委員。
7 番委員	3 号 10 番について報告をいたします。申請地は三田坪公民館の東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく隼人 11 を 10 番委員。
10 番委員	3 号 11 番を報告いたします。申請地は野坂公民館の北西と南に位置し、現況は田は耕作、畑は不耕作である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。なお、現地調査は 9 番委員にお願いをいたしました。以上です。
議長（会長）	次に、福山 12 を 19 番に代わり 7 番委員。
7 番委員	3 号 12 番について代理報告をいたします。申請地は福山家畜審査場の北東に位置し、現況は牧草地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 3 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	はい。ご苦労様でした。調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、何かご意見、ご質疑等ございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。

△ 議案第 4 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	<p>続きまして、議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 4 条の規定による許可申請が 10 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。</p> <p>まず、溝辺 1 を 13 番委員。</p>
13 番委員	<p>4 号 1 番について報告をいたします。申請地は切明公民館の北東に位置し、現況は建築済みである。なお、昭和 55 年頃一般住宅 1 棟、車庫兼倉庫 1 棟、物置 1 棟、鶏舎 1 棟を建設してしまったという始末書が添付されています。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟、車庫兼倉庫 1 棟、物置 1 棟、鶏舎 1 棟を建設するものであり、既に実行済みである。また、隣接地宅地の 209.29 m²を一体利用するもので、全体計画面積は 607.29 m²である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	<p>次に、隼人 2 を 14 番委員。</p>
14 番委員	<p>4 号 2 番について報告いたします。申請地は上野公民館の北東に位置し、現況は建築済みである。なお、平成 21 年 7 月 18 日農産物加工販売所と駐車場にしまったという始末書が添付されている。農地区分は農用地区域内の農用地利用計画指定用途に該当するものと思われる。転用目的は農産物加工販売施設 1 棟、駐車場を建設するものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われす。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に、国分 3 から 5 までを 17 番委員。</p>
17 番委員	<p>4 号 3 番から 5 番まで報告いたします。</p> <p>4 号 3 番。申請地は市営名波ハイタウンの北に位置しており、現況は畑である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして、4 号 4 番。申請地は舞鶴中学校の北に位置しており、現況は造成済みでございます。なお、平成 12 年 8 月頃 5 条許可不履行造成のみという経緯書も添付されております。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は店舗付住宅と駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして、4 号 5 番。申請地は舞鶴中学校の北に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に、溝辺 6 を 8 番委員。</p>
8 番委員	<p>4 号 6 番を報告します。申請地は寺蔵公民館の南に位置し、現況は宅地である。なお、平成 5 年 3 月頃住宅にしまったという経緯書が添付されています。農地区分は第 2 種農地のその</p>

	他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建設するものであり、既に実行済である。また、隣接地宅地の 279.33 m ² を一体利用するもので、全体計画面積は 442.33 m ² である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく溝辺 7 を 14 番委員。
14 番委員	4 号 7 番について報告をいたします。申請地は崎森地区公民館の北に位置し、現況は造成済みである。なお、年月日不詳造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われます。以上です。
議長（会長）	次に、牧園 8 を 11 番委員。
11 番委員	4 号 8 番について報告いたします。申請地は鹿屋尾谷口公民館の北東に位置し、現況は不耕作である。なお、令和 5 年 3 月頃一部植林してしまったという始末書が添付されている。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上報告をいたします。
議長（会長）	次に、隼人 9 を 5 番委員。
5 番委員	4 号 9 番を報告します。申請地は市営稲荷団地の東に位置し、現況は宅地である。なお、昭和 55 年 1 月 25 日 5 条許可不履行という始末書が添付されています。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上報告します。
議長（会長）	次に、福山 10 を 19 番に代わり 7 番委員。
7 番委員	4 号 10 番について代理報告をいたします。申請地は上大廻農業集会施設の西に位置し、現況は畑である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	はい。ご苦労様でした。報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、9 月 5 日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第 5 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 5 条の規定による許可申請が 20 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 まず、国分 1 を 14 番委員。
14 番委員	5 号 1 番について報告をいたします。申請地は下井地区集会所の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地 5 条申請地の 473 m ² を一体利用するもので、また、その同意は得られている。全体計画面積は 896 m ² である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われれます。以上です。
議長（会長）	次に、国分 2 から横川 4 までを 15 番委員。
15 番委員	<p>国分 2 番から横川 4 番まで続けて報告します。</p> <p>5 号 2 番。申請地は下井地区集会所の南西に位置し、現況は造成済みである。なお、平成 28 年頃造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地 5 条申請地の 423 m²を一体利用するもので、また、その同意は得られている。全体計画面積は 896 m²である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5 号 3 番。申請地は下井地区集会所の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅 2 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われれます。</p> <p>5 号 4 番。申請地は野坂公民館の北西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は繁殖兼子牛舎 1 棟、子牛舎 1 棟、堆肥舎 1 棟、休憩所 2 棟、ロール置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地原野の 1,348 m²を一体利用するもので、全体計画面積は 8,256 m²である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われれます。以上です。</p>
議長（会長）	次に、国分 5 から 8 までを 4 番委員。
4 番委員	<p>5 号 5 番から 8 番まで続けて報告いたします。</p> <p>まず、5 号 5 番。申請地は市営松木住宅の北東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は事業用地にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして、5 号 6 番を報告いたします。申請地は市営福島第一団地の北西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。</p>

	<p>転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして、5 号 7 番を報告いたします。申請地は陸上自衛隊国分駐屯地の東に位置し、現況は畑である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 1 区画にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして、5 号 8 番を報告いたします。申請地は舞鶴中学校の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 4 区画、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分 9、10 を 13 番委員。
13 番委員	<p>5 号 9 番について報告をいたします。申請地は敷根東集会所の南東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。</p> <p>続きまして、5 号 10 番について報告をいたします。申請地は国分南小学校の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地の市街地近接農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅 1 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分 11 を 18 番委員。
18 番委員	<p>5 号 11 番報告をいたします。申請地は国分中学校の東に位置し、現況は畑であります。なお、昭和 60 年 1 月頃物置を建設したという始末書が添付をされております。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われま。転用目的は物置 1 棟、駐車場、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われま。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われま。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われま。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺 12 を 3 番委員。
3 番委員	<p>5 号 12 番を報告いたします。申請地は陵南幼稚園の西に位置し、現況は畑である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に、霧島 13 を 6 番委員。
6 番委員	<p>5 号 13 番を報告します。申請地は霧島多目的集会センターの東に位置し、現況は田である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするもの</p>

	であり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上報告します。
議長（会長）	次に、隼人 14 から 17 までを 5 番委員。
5 番委員	<p>5 号 14 番を報告します。申請地は野久美田公民館の北西に位置し、現況は造成済みである。なお、経緯として工期延長に伴う再申請です。一時転用期間は令和 5 年 9 月 25 日から令和 7 年 9 月 24 日までです。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は現場事務所 1 棟、駐車場、資材置場を建設するものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして、5 号 15 番を報告します。申請地は小田東公民館の南西に位置し、現況は造成済みである。なお、年月日不詳造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は貸資材置場、貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして、5 号 16 番を報告します。申請地は県営隼人団地の南に位置し、現況は不耕作である。なお、法面面積が 132 m²のため有効宅地面積は 436 m²であるという面積超過理由書が添付されています。農地区分は第 2 種農地の市街地近接農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅 1 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして、5 号 17 番を報告します。申請地は松山公民館の南東に位置し、現況は建築済みである。なお、年月日不詳建築してしまったという経緯書が添付されています。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われま。転用目的は一般住宅 1 棟、貸家 1 棟を建築するものであり、既に実行済みである。また、隣接地宅地の 233.86 m²を一体利用するもので、全体計画面積は 632.86 m²である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われま。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われま。以上報告します。</p>
議長（会長）	同じく隼人 18 を 7 番委員。
7 番委員	5 号 18 番について報告をいたします。申請地は山野公民館の東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく隼人 19、20 を 10 番委員。
10 番委員	<p>5 号 19 番と 20 番を続けて報告いたします。</p> <p>5 号 19 番。申請地は市営第 2 内山田団地の北に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p>

	<p>続きまして、5号20番です。申請地は宮内小学校の西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地宅地の496.10㎡を一体利用するもので、また、その同意は得られている。全体計画面積は2,098.10㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告を終わります。</p>
議長（会長）	<p>はい。ご苦労様でした。調査委員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。</p>
	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長（会長）	<p>それではご質疑等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>〔全員挙手〕</p>
議長（会長）	<p>はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。つきましては、9月5日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。</p> <p>以上で、令和5年第8回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。次に、その他は何かございますか。</p>
	<p>〔「なし」との声あり〕</p>
議長（会長）	<p>それではないようですので、以上で令和5年第8回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。</p> <p>本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。</p>
事務局長	<p>姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。</p>

閉会 14時30分